

## 第2回

# 「共働事業提案制度検討部会」

## 会議次第

日時：平成19年8月17日(金) 14時～17時

場所：福岡市役所 15階 第5特別会議室

1 開会

2 審議等

(1)制度に関する検討について

資料1

資料2

3 閉会

### ※参考資料

- ・ 制度導入の考え方の整理
- ・ 政令市の制度
- ・ 福岡市職員の意識調査

## 共働事業提案制度のイメージ（修正分）

## 1. 制度概要

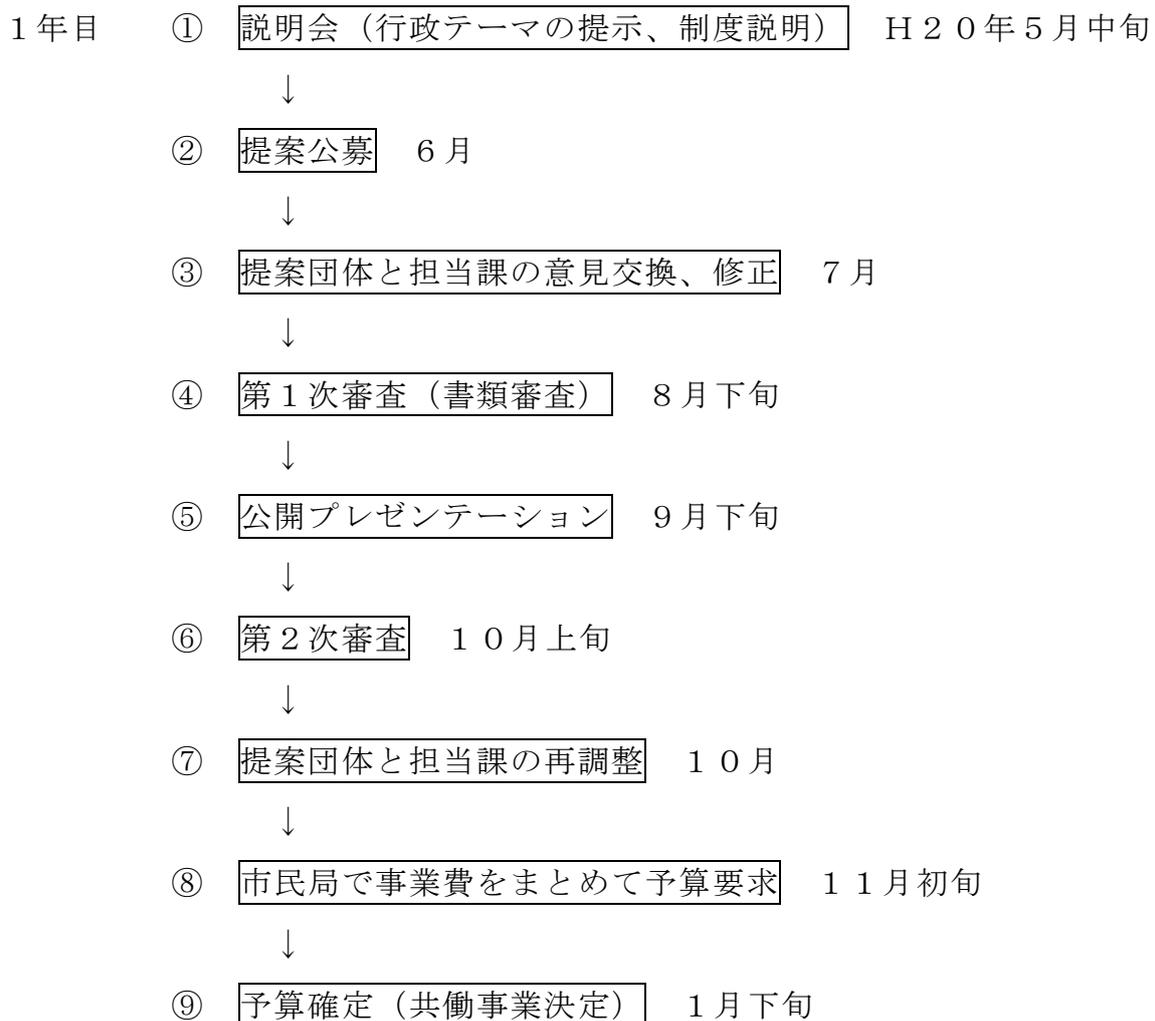
## (1) 制度の目的

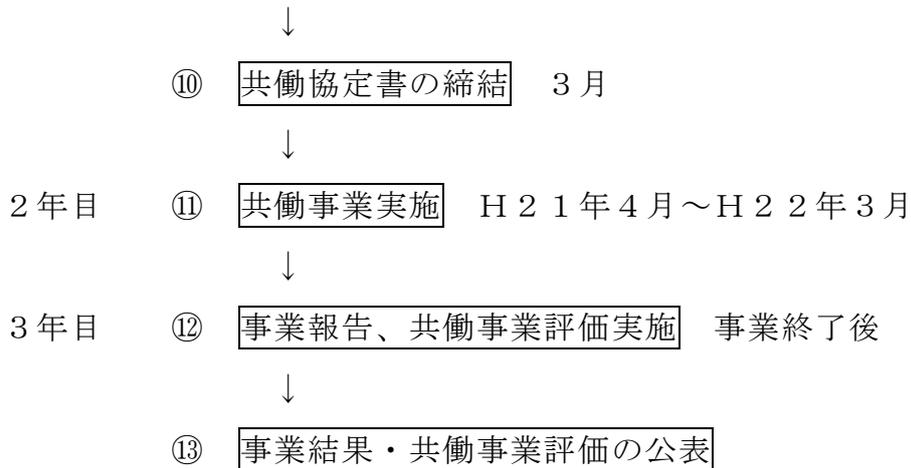
①NPOの特性（先駆性・迅速性・柔軟性・専門性など）を活かし、市民の発想によるきめ細かな質の高い公共サービスを提供するためのモデル事業として実施する。

②福岡市とNPOとが、対等の立場で、企画立案から事業実施まで共働することにより、相乗効果を発揮できる事業を実施する。

③制度を活用した「共働」の効果を周知するとともに、市とNPOのパートナーシップを確立していく。

## (2) 制度の流れ（フロー）





※ 21年度以降も同じサイクルで公募実施

※ 22年度に3年間の実施状況を踏まえ、制度内容の検証を行う

## 2. 応募の手続

### (1) 応募資格

福岡市内に主たる事務所及び活動場所を有するNPO法人

### (2) 対象事業

福岡市が課題として認識しているテーマの事業で次の要件を備えた事業

- ① 公益性が高い事業で、市と共働で取り組む事業
- ② 地域課題や社会的課題の解決に向けた新しい視点を取り込まれていること
- ③ 課題に対し、具体的な効果や成果が期待できるものであること

### (3) 事業期間

事業期間は、単年度とする

### (4) 経費負担

- ① 市が負担する事業経費は、提案事業を行うのに必要な経費（旅費交通費、通信運搬費、謝礼金、人件費など）で、提案事業の総事業費の4分の3を越えない額とする。また、1事業当たりの限度額を設ける。
- ② 提案事業とは関わりのない経費（団体運営のための人件費や事務所の賃借料、光熱水費等管理費など）は対象外とする。

③ 事業実施後、余剰金が発生した場合は、福岡市への返還を求める。

#### (5) 提出書類

① 共働事業提案書

② 共働事業計画書

③ 共働事業収支予算書

④ 団体の概要書、活動報告書、規約等

※ 事業実施後に「事業結果報告書」及び「共働自己点検評価」等の提出

### 3. 審査・選考

#### (1) 審査委員会

審査・選考は、有識者、NPO・地域活動関係者、一般公募、市職員などからなる審査委員会が行う。

#### (2) 審査・選考の手順

##### ① 資格要件審査

・事務局（市民公益活動推進課）が資格要件審査を行う。

##### ② 提案団体と担当課の意見交換、修正

・提案事業に関係する担当課と提案団体が個別意見交換。

（提案事業の修正も可能）

・意見交換を有効に行うために調整役として、新たに設定する共働促進アドバイザーがサポートを行う。

##### ③ 第1次審査（書類審査）

・選考委員会による書類審査を行う。

・担当課・共働促進アドバイザーから意見聴取する。

##### ④ 公開プレゼンテーション

・第1次審査を通過した提案について、提案団体が選考委員へのプレゼンテーションを行う。（参加者との質疑応答の場も設ける）

##### ⑤ 第2次審査

・第1次審査と公開プレゼンテーションの結果をもとに、共働事業候補を決

定する。

#### 4. 共働の役割分担

- ① 予算が確定した共働事業については、事業目的、役割・責任分担、成果の帰属や経費負担などを明確にするため、市の担当部署と事業実施前に協定書を締結する。
- ② 協議を行う際に共働促進アドバイザーのサポートを受けることができる。
- ③ 個人情報保護や事業の公開等についても、協定書に記載する。

#### 5. 評価、情報公開等

- ① 事業実施後、提案団体及び市の担当部署がそれぞれ自己評価を行い、その結果をもとに、審査委員会が評価を行う。
- ② 公開プレゼンテーションの実施や、審査選考や共働事業評価等の結果をホームページで公開するなど、提案団体の著作権等に配慮しながら、手続の透明性を最大限確保する。

## 共働促進アドバイザーの設置について（案）

### 1. 設置の目的

NPOから提案を受け、提案団体と市関係課とが意見交換を行うことにより、より具体的な提案となり、共働事業提案の熟度が高まる。このように効果的な共働事業を実施するためには、企画立案時から役割分担等の協定を締結するまでの間の意見交換や協議が大変重要である。性格を異にする団体間の意見交換や協議を効率的・効果的に実施するために共働促進アドバイザーを設置する。

### 2. 共働促進アドバイザーを活用した意見交換

- (1) 第1次審査の前、第2次審査後、協定書締結の各段階で、提案団体または市関係課の要望により、意見交換・協議の場にアドバイザーが同席する。
- (2) アドバイザーの割り振りは、市民局が行う。
- (3) 意見交換は、非公開とする。

### 3. 共働促進アドバイザーの役割

- (1) 共働やNPOに精通した民間人をアドバイザーとして登録し、委嘱するもので、公平・中立の立場で意見交換に出席し、提案団体と市関係課との仲介、両者への情報提供、助言を行う。
- (2) アドバイザーは、審査委員会から要請があった場合に、関わった提案について意見を述べる。
- (3) アドバイザーは、意見交換が円滑に進むように努めるとともに、より良い共働事業となるように助言する。
- (4) アドバイザーは、担当した提案書以外の提案を見ることはできない。
- (5) アドバイザーは、出席した意見交換のレポートを市民局に提出する。

## 審査基準（案）

視点	項目	審査のポイント	配点	
協働の 必要性	課題の 把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・的確に課題を把握し、課題解決のための事業目的が、明確に設定されているか。</li> <li>・課題は客観的な数値データや事例に基づいており、福岡市の特性を踏まえたものか。</li> </ul>	点	点
	共働の 有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題解決のために共働という手法が必要とされているか。また、その手法は、先進性、先駆性等工夫やアイデアがあり、新しい視点があるか。</li> <li>・施策の方向性と一致しているか。</li> <li>・提案内容が陳情や要望でなく、団体の活動を支援する財政援助を目的としたものではないか。</li> </ul>		点
	事業効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共働することによって、単独で実施するよりも、効果的で質の高いサービスが提供できる事業か。</li> <li>・市民満足度が高まり、具体的な効果・成果が期待できるか。</li> </ul>		点
	役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案団体と本市との役割分担が明確かつ妥当なものであるか。また、行政のノウハウの活用など、多様な役割が引き出されているか。</li> <li>・事業の実施体制は十分なものか。</li> </ul>		点
事業の 実現性	企画力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費の積算は妥当か。</li> <li>・費用対効果はどうか。</li> <li>・実施スケジュールは適当か。</li> <li>・法的な問題等により、実施上の制約はないか。</li> <li>・地域住民等の理解を得られているか。</li> </ul>	点	点
	実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画どおりに実施が可能であるか。</li> <li>・地域との連携など、課題解決に向け、必要な連携が図られているか。</li> </ul>		点
	実施能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案団体は、当該事業を実施する上での、専門的な知識や経験を有し、提案する事業が実施可能であるか。</li> <li>・活動内容を適切に公開しているか。</li> <li>・申請書類などの作成能力はあるか。</li> </ul>		点
	モデル性	<ul style="list-style-type: none"> <li>[独創性、先駆性・専門性]</li> <li>・提案された事業と類似した事業が既に実施されていないか。他機関と連携して行うべき事業ではないか。</li> <li>[広域性、他地域への波及効果]</li> <li>・市全体に及ぶような広域性を持った事業か。または地域的な活動であっても全市的に広がる可能性を持った事業か。</li> <li>[市民への周知方法・市民参加の方法]</li> <li>・広く市民に知らせたり、参加を募るアイデア、プロセスが盛り込まれているか。</li> </ul>		点

参考)

審査基準として考えられる項目

視点	項目	審査のポイント
共働の必要性	課題の把握 事業目的の明確化 共働の有効性 事業効果 共働の効果 役割分担  課題解決の手法・形態 地域課題・社会的課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・的確に課題を把握し、課題解決のための事業目的が、明確に設定されているか。</li> <li>・課題解決のために共働という手法が必要とされているか。</li> <li>・市民満足度が高まり、具体的な効果・成果が期待できるか。</li> <li>・提案団体と本市との役割分担が明確かつ妥当なものであるか。</li> <li>・その手法は、先進性、先駆性等工夫やアイデアがあり、新しい視点があるか。</li> <li>・提案内容は、地域的課題・社会的課題（ニーズ）を捉えているか。</li> </ul>
事業の実現性  事業の遂行能力	企画力  実現性 実施能力  継続力  広域性  市民参加  実現可能性 実績  特性  組織の安定性  モデル性  事業の有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算の見積もりを含め適正な事業企画となっているか。</li> <li>・計画どおりに実施が可能であるか。</li> <li>・提案団体は、当該事業を実施する上での、専門的な知識や経験を有し、提案する事業が実施可能であるか。</li> <li>・提案団体は、当該事業を実施する上での、提案する事業が継続可能であるか。</li> <li>・市全体に及ぶような広域性を持った事業か。または地域的な活動であっても全市的に広がる可能性を持った事業か。</li> <li>・広く市民への周知や、参加を募るアイデア、プロセスが盛り込まれているか。</li> <li>・実施体制は十分なものか。</li> <li>・提案事業の基礎となる活動実績があるか。</li> <li>・NPOに期待される専門性、柔軟性、地域性などの特性があるか。</li> <li>・継続的・安定的な事業の運営を可能とする人員体制や外部とのネットワーク、財政基盤があるか。</li> <li>・提案された事業と類似した事業が既に実施されていないか。</li> <li>・提案事業の内容が、事業目的と整合し、課題解決に向けて有効な方法となっているか。</li> </ul>

検討項目	第1回検討部会での意見	考え方(案)
<p><b>1. 制度の目的</b></p> <p>① 制度の目的をどう位置付けるか。主眼をどこに置くか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の根本的な理念をきちんと押さえる必要があるが、NPOと行政の互いの専門性を結合し、組み合わせることで質の高い公共サービスを提供することが基本ではないか。</li> <li>・一番の目的は、市民の視点による新たな価値の創出。</li> <li>・新しい発想の事業であることを見極めないと、市民から見て単なるNPO団体の活動支援の制度になってしまう。</li> <li>・この制度の事業は行政の事業なのか、NPOの事業なのか、NPOの負担があるなら、その説明責任がある。やればやるほどNPOが赤字になるのでは、活動が続かない。</li> <li>・行政の課題解決の目的と、NPOの提案が一致して事業が成立すれば、市民ニーズに応える仕組みとして成立する。</li> <li>・自治体・NPOの意識の度合いで制度の形が異なるので、福岡市の状況に合った制度を見つけるべき。NPOにとってどうすれば動きやすいのか、どの分野のNPOが成熟し、行政課題はどの部分が足りないのかを十分調査し、そのバランスがうまく取れれば共働で隙間を埋めることができると思われる。こどもやまちづくりなどテーマによっても、共働の内容が違うので柔軟な制度を求める。</li> <li>・この制度を使って、行政とNPOが共働を訓練する。結果としてNPOの活性化や役所の意識改革につながる。</li> <li>・行政がどの分野で共働を求めているのか、呼び水として制度を活用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の発想を活かした事業を募集し、市民と市の共働による相乗効果を発揮して、より質の高いサービスを提供する。これにより、市とNPOのパートナーシップを確立し、市民が主役のまちづくりの実現につなげていく。</li> </ul> <p>※NPOとの共働について、これまでは各所属で取り組んでいる状況であり、この制度により、全庁的な共働促進の環境整備を行うものとする。</p> <div data-bbox="1804 548 2887 758" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>職員研究会の意見</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的の大前提は、豊かな市民生活をつくること。</li> <li>・共働事業により質の高い公共サービスを提供するしくみのモデルとする。</li> <li>・制度の成果として、市民自治意識の高まりやコスト削減につながるようにする。</li> <li>・NPOに対する支援が目的か、NPOとの共働事業が目的か、で制度設計が変わってくる。</li> </ul> </div>
<p><b>2. 制度の概要(=共働の実践)</b></p> <p>(1) 制度フロー</p> <p>② 制度フローをどうするか。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・共働のプロセスにおける公正性を重視しつつ、市と団体が十分な共働が図られるようにする。</li> </ul>
<p>③ 制度を効果的なものとするためには、どの段階からNPO等と行政との共働をスタートさせるのがよいか。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案募集時の説明会から共働を意識するために、制度で求める「共働」については十分に説明する必要がある。</li> <li>・早い段階から共働を行うことが効果的と考えられるので、提案の段階で、意見交換や提案の修正ができるようにする。</li> </ul> <p>※共働促進アドバイザーの設置、活用(別紙参照) 共働やNPOに精通した民間人をアドバイザーとして登録・委嘱する制度。 協定書締結までの協議において、提案団体または市担当課の要請に応じて、公平・中立の立場で両者の仲介、必要な情報提供、助言を行い、意見交換や協議が円滑に進行するようサポートする。</p> <p>※共働促進アドバイザー設置については、募集要項に記載する。</p> <div data-bbox="1813 1398 2896 1640" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政からテーマを提示するのであれば、そのテーマを説明する時点から共働がスタートすると考えられる。</li> <li>・できるだけ早い時期からパートナーとして意見交換できれば、目的達成の熟度が増す。</li> <li>・共働促進アドバイザーの要件としては、NPOへの理解、共働の理解(NPOを育て強みを引き出す)、ファシリテーター機能が考えられる。</li> <li>・効果的な共働を行うためには、NPOと行政の両方に精通した人が通訳的役割を担うことが必要。</li> <li>・将来は、職員を養成して、アドバイザーとして登録することを考えてはどうか。</li> </ul> </div>
<p>④ 事業開始時期をどうするか。21年度から事業実施でよいか(早期に実施すべきではないか)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPOの提案募集から1年後に事業実施では遅すぎるように感じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・募集する事業は、市民提案による新しい共働のモデルと位置付け、提案、協議、審査、予算措置など事業化までの各プロセスで共働を意識しながら十分に協議して実施する必要があるため、20年度は提案募集から事業決定まで行い、21年度より事業を実施する。</li> </ul> <p>※審査委員会の最終決定を10月とすることで、候補事業とならなかった場合でも、担当課が直接予算要求することは可能である。</p>

検討項目	第1回検討部会での意見	考え方(案)
⑤ 複数課にまたがる提案についてどう対応するか。		<p>・市が提示したテーマに対する提案の場合は担当課が明確であるが、自由提案の場合は提案内容に応じて、市民局で主たる担当課の調整を行う。場合によっては、組織横断的なプロジェクトチームの設置も考えられる。</p> <p>・提案内容の該当所属がないからといって却下するべきではない。必要であれば実験的にでもプロジェクトチームのようなものを立ち上げる必要がある。</p>
(2)応募資格 ⑥ 応募資格をどのように設定するか。	<p>・提案対象者に自治協議会も含むのか → 最終目標としてはNPOや自治組織などの市民公益活動団体と考えているが、スタート時から含むかどうか検討していただきたい。</p> <p>・複数のNPOが組んで共同提案を行うことも可能にした方がよい。</p> <p>・福岡県では複数団体の提案を可としているところもある。</p>	<p>・市民公益活動推進条例(第13条の特性の活用)の観点からは、市民公益活動団体(自治組織、NPO、ボランティア団体など主として市民公益活動を継続的に行う団体)をこの制度の応募対象として考えるのが望ましいが、当面はNPO法人を対象に募集する。</p> <p>※制度をソフトランディングさせるためには、組織運営や情報公開を前提としているNPO法人に特化した方がよいと考える。</p> <p>※NPO法人以外の市民公益活動団体(自治組織、法人化していないNPO・ボランティア団体等)を対象とするかどうかについては、22年度の制度検証時に検討する。</p> <p>・募集で制限しなければ活動助成目的の応募が多くなるのではないか。</p> <p>・自治会などが提案団体となる場合も想定するならば、NPOとは異なるルールが必要ではないか。</p> <p>・将来的は別に検討するとして、当面はNPOとの共働事業を対象とした制度としてスタートしてはどうか。</p>
(3)対象事業 ⑦ 対象事業の考え方はどうするか。		<p>・公益性が高い事業で、市民と共働で取り組むことにより、地域課題や社会的課題に対して具体的な効果や成果が期待できる事業を対象とする。</p> <p>・対象事業は、政策推進プラン等との連動が必要ではないか。</p> <p>・市民が何を求めているのかの分析や優先順位を把握する必要がある。</p> <p>・機構変更、人員要求を伴う事業は実施しづらいのではないか。</p>
⑧ 募集する事業テーマの設定をどうするか。	<p>・自由提案の場合、担当部局がないものを市は受け入れることができるのか。一番困惑するのは職員ではないか。</p> <p>・ある自治体の提案制度では、当初は自由提案で進めたところ、多数提案があったものの、担当課が受け入れに納得せず進まなかった。NPOの自由提案にすると行政は対応できないものがある。</p> <p>・市が課題を掘り起こしてテーマを選定し、具体的なプランをNPOに提案してもらう方が担当課や予算の問題もスムーズに行く。NPOの自由提案にする場合にも基本的な分野は市が示した方が良いのでは。</p> <p>・行政は課題と感じてから検討し始めて2～3年後にテーマ出しとなるので、時期を失する可能性がある。NPOの提案は市民ニーズを早めに捉えており、火災報知器のような第一報的な感覚がある。そのような提案を受け入れることに行政はとまどうと思うが、だからこそ役所が変わるきっかけになり、改革につながると思う。</p>	<p>・市が示すテーマに基づく提案と市民からの自由提案の両立が望ましいが、当面は市が示すテーマに基づいて提案を募集する。</p> <p>※制度の導入時は、共働のトレーニングと位置付け、市(担当課)が受け入れやすいテーマで実施する。</p> <p>※自由提案の募集については、制度運営の状況をみながら導入を検討する。</p> <p>※自由提案であっても「政策推進プラン」掲載事業に関する提案であるなどの条件を付加する必要があると考える。</p> <p>・他都市の共働事例を参照し、共働事業の可能性を検討してテーマ設定する必要がある。</p> <p>・既に行っている共働事業を除き、新しい分野を選考していくのが望ましいのではないか。</p> <p>・テーマ設定型と自由提案型を並行して募集するのが望ましいのではないか。</p>

検討項目	第1回検討部会での意見	考え方(案)
(4)事業の継続 ⑨ 次年度の再提案を可能とするか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の継続、複数年の提案も可能にした方が良い。</li> <li>・行政は複数年事業は約束できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単年度事業とし、再提案は不可とする。</li> </ul> <p>※この制度で採択された事業終了後の事業継続については、事業担当課が必要に応じて予算要求を行うことができ、さらに3年程度継続が可能となるような仕組みを内部で検討していく。</p>
(5)事業費 ⑩ 公募する事業規模はどのくらいが適当か。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ある程度の規模の事業を3～5事業程度実施する。(共働のモデル事業として、サポートできる範囲で実施する必要があるため、少額多事業実施は行わない。)</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NPOに対して予算規模の提示(上限など)が必要である。</li> <li>・NPOが求めているものは資金なのか、行政のノウハウなのかを見極める必要がある。</li> </ul> </div>
⑪ 事業費をどのように考えるか。(人件費を含めるか等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費にはNPOの人件費を含む方向で考えるべき。</li> <li>・福岡県では事業に係る人件費はOK。管理費を入れることも可。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案団体の人件費は、提案事業実施に必要な経費として事業費に含める。</li> </ul> <p>※個々のNPO活動における人件費は、市が一律に単価設定することが困難なので、提案団体が明確な積算を行い、審査委員会が審査する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費にNPOの人件費を含めるのは当然である。</li> <li>・事業のなかに無償ボランティアの経費がある場合は、交通費などの実費を計上すべきである。</li> <li>・事業費に人件費として計上すると課税対象となるので、自治会が提案団体となる場合、留意する必要がある。</li> </ul> </div>
⑫ 提案団体に事業費の一定割合の負担(応分の負担)を求めるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定書を結び、応分の負担ということであるが、行政の仕事でもあり、NPOの仕事でもあるという事業が存在するのか。</li> <li>・共働により行政、NPO互いに成果が得られ、ノウハウが残るのであれば、応分の負担も当然と考える。</li> <li>・自治協で考えると、効果があるものには応分の負担もありえる。NPOもミッションを達成するものであると考えれば応分の負担も考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対等の立場による共働であること、双方ともに責任を負い、成果も得る事業であることから、応分の負担とすることが適当である。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案者負担率が低い場合、単年度の事業が多くなる可能性が高いが、提案事業が終わったとたん、経費的な面から事業継続困難となる。</li> </ul> </div>
⑬ 応分の負担を求めるのであれば、提案団体と市の負担割合をどうするか。その場合、提案団体にとって過度な負担とならないよう配慮が必要か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応分の負担については、NPOの負担能力に対応することから、応募資格にはNPOの事業規模がわかるようにしたほうがいい。</li> <li>・お互い負担しながら一緒に運営しているという姿で行くなら、委託でも補助でもない、新しいシステムを構築しなければいけない。一般には、協働は委託、支援は補助。</li> <li>・費用を負担しあい、成果も双方で分担するのであればよいと思うが、NPOは経済的に弱小なので提案団体の負担については何らかの配慮が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案団体に対して4分の1程度の負担を求める。</li> </ul> <p>※ただし、NPOの負担を軽減するため、事業実施に必要な人件費は、NPOの負担分としてみる。また、事業収入(手数料等)がある場合、提案団体の収入にできるなどの配慮を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO支援であるならば、提案者負担率が低いほうがよいが、100%市負担は難しい。</li> <li>・対等な立場であるならば、経費負担を折半することも考えられる。</li> </ul> </div>
(6)提案の提出 ⑭ 一つの団体が複数の提案を行ってよいか。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案の乱発を防ぐため、1団体1提案とする。また、複数団体による共働提案も可能とする。</li> </ul>

検討項目	第1回検討部会での意見	考え方(案)						
(7) 審査(審査委員会、審査基準等) ⑮ 審査委員の構成はどうか。		<ul style="list-style-type: none"> <li>審査委員会は第三者機関とし、学識経験者、NPO関係者、地域関係者、及び公募委員を含む民間委員と行政委員で構成する。</li> </ul>						
⑯ 審査基準をどうか。		<ul style="list-style-type: none"> <li>制度の趣旨をわかりやすく示す基準としての視点と項目を定める。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1834 384 2338 774"> <thead> <tr> <th>視 点</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共働の必要性</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>課題の把握</li> <li>共働の有効性</li> <li>事業効果</li> <li>役割分担</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>事業の実現性</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>企画力</li> <li>実現性</li> <li>実施能力</li> <li>モデル性</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	視 点	項 目	共働の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>課題の把握</li> <li>共働の有効性</li> <li>事業効果</li> <li>役割分担</li> </ul>	事業の実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>企画力</li> <li>実現性</li> <li>実施能力</li> <li>モデル性</li> </ul>
視 点	項 目							
共働の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>課題の把握</li> <li>共働の有効性</li> <li>事業効果</li> <li>役割分担</li> </ul>							
事業の実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>企画力</li> <li>実現性</li> <li>実施能力</li> <li>モデル性</li> </ul>							
⑰ 審査・選考の際には、NPO等育成の観点を取り入れる必要があるか。		<ul style="list-style-type: none"> <li>審査においては、アイデアや斬新性、行政では気づきにくい新たな視点などを重視する。例えば、提案団体が共働事業の実績を有していない場合であっても、提案内容が優れており、実行性が見込める場合は、NPO等の支援・育成の観点を踏まえ、審査する。(過去の実績は問わない)</li> <li>※今後の提案事業の質の向上につなげるため、審査内容や講評等は公開していく。</li> </ul>						
⑱ 審査には、どの程度専門性が求められるか。(事業分野ごとの審査が必要か。)		<ul style="list-style-type: none"> <li>審査委員には、提案に関する関係資料・データを徴して報告するため、特に専門分野ごとの審査は考えていない。</li> <li>※審査員が必要に応じて専門家の意見を徴する事ができる旨を要綱に入れることもできる。</li> </ul>						
⑲ 審査する際に担当課の意見を考慮するか。		<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて審査委員会が担当課及び共働促進アドバイザーの意見を聴取できるようにする。</li> <li>※テーマを出した部局が、行政の審査委員として関与するというやり方もある。</li> </ul>						
⑳ 審査委員会の選考結果は、共働事業「候補」の決定とし、最終的な事業決定は市長が行うこととしてよいか。		<ul style="list-style-type: none"> <li>市の負担金額を含めて、事業の最終決定は市長が行う。</li> </ul>						
(8) 協定書の締結(役割分担)、事業実施 ㉑ 協定書に記載すべき事項は何か。(目的、達成目標、役割分担に応じた責任や権利の帰属など)		<ul style="list-style-type: none"> <li>締結の際には、事業の直接的な受益者は市民であるとし、提案団体と市は同等に、市民に対するサービスの供給者として位置付ける。</li> <li>共に事業主体であることをはじめ、権利の帰属など全般において両者対等であることに配慮しつつ、対等な関係の共働事業であること、双方の負担額、役割、責任、成果の帰属などを協定書に明文化し、締結する。</li> <li>※事務手続きの簡素化、効率化に向けて、ひな型や記載例を準備する。</li> </ul>						
㉒ 共働の状況を随時確認することが必要ではないか。		<ul style="list-style-type: none"> <li>共働の効果を上げるため、企画から事業終了までの段階に応じ、チェックシート等を用いて双方が共働状況を確認できるようにする</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1813 1919 2887 2001"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>役割分担で行政側の役割が少ない場合は共働とは言えない。</li> </ul> </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> <li>役割分担で行政側の役割が少ない場合は共働とは言えない。</li> </ul>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>役割分担で行政側の役割が少ない場合は共働とは言えない。</li> </ul>								

検討項目	第1回検討部会での意見	考え方(案)
(9)事業評価 ⑳ 評価の目的及び方法はどうか。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施後に事業評価を行うとともに共働事業の評価を行うことで、今後の共働の質を高め、成果の向上を目指す。</li> <li>・提案団体と担当課の双方が提出する「事業報告」や「共働自己点検評価」をもとに、第三者機関によるヒヤリングを実施し、評価を行う。</li> <li>・評価の結果はホームページなどで公表する。</li> </ul> <p>※「共働自己点検評価」は事業計画、事業実施、ふり返りなどの各段階ごとに共働状況をチェックする機能も有するものにする。</p>
㉑ 事業実施後の評価を審査委員会が行うこととしてはどうか。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業選考から事業結果の評価まで、審査委員会が一貫した視点で審査・評価する。</li> </ul>
㉒ 募集時に評価項目をあらかじめ提示するなど、評価の視点を早い段階から共有する必要があるのではないか。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・募集要項に、事業報告と共働自己点検評価の提出及び評価結果の公表について記載する。</li> </ul>
(10)情報公開 ㉓ 一連のプロセスにおける透明性や選考等における公正性をどう確保するか。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公開プレゼンテーションの実施や、審査・選考の結果をホームページで公開するなど、提案団体の著作権に配慮しつつ、手続の透明性を最大限確保する。あわせて、第三者機関による数回の審査や評価により、公正性も確保する。</li> </ul> <p>※提案団体等に関する公表の範囲については募集要項に記載する。</p>
<b>3. 共働促進のための環境整備</b> ㉔ NPO等と行政との共働がスムーズに行われるためにはどうすればよいか。(コーディネート機能としての共働促進アドバイザーの設置、「あすみん」によるNPO等へのアドバイスの実施など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初めてのパートナー同士で共働がわかるまで1年はかかる。NPOと事業課をつなげる仕組みが必要。NPOは対等を意識しているが、行政はNPOに対して対等を意識しているのだろうか。</li> <li>・共働における行政の役割として、広報や場所の確保なら簡単だが、それ以上になると相当高度と言える。仲介の仕組みが必要ではないか。</li> <li>・福岡県でもアドバイザー導入を検討したが、NPOを入れると民側、センターが入れば行政側となり、中立の立場の人がいないので、制度担当課の職員が担っている。</li> <li>・アドバイザー自体も一人ではできないだろうから、アドバイザー同士の意見交換、ディスカッションも必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案団体と市担当課の意見交換や協議が円滑に行われるよう、要請に応じて共働促進アドバイザーや市民公益活動推進課がサポートする。</li> <li>・制度のNPOへの周知、提案までのNPO等の育成支援、共働の啓発については、「あすみん」事業としてフォローする。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修や業務を通じてNPOとの人的交流を確保していくことが求められる。</li> <li>・庁内の共働の事例紹介等によるノウハウの共有が必要である。</li> <li>・共働を促進するためには、予算確保や契約手続などの面で柔軟性が求められる。</li> <li>・担当者の人事異動で共働事業に支障が出ないよう対策を練る必要がある。</li> <li>・共働実践のモデル事業として、職員もNPOも共に学んでいく必要がある。</li> </ul> </div>
㉕ 行政の提案制度活用を促進するためには、何が必要か。(マニュアルの整備、NPO等情報を容易に入手可能など)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度を使いやすくするとともに、制度活用によりインセンティブが付与されるような仕組みを検討する。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 予算措置</li> <li>② 事業の広報(市政だより、市政番組、市HP、あすみんHPなどに共働事業としてPR)</li> <li>③ 職員マニュアルの整備 など</li> </ol>
㉖ 提案制度に基づく事業を実施していく過程で、行政はどのようなことに留意すべきか。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業報告などの場を活用し、パートナーシップの関係で互いの特性を活かして事業を実施したことについて、情報公開に努めること</li> <li>・提案団体と行政が共働事業を実施したことにより、成果を共有するとともに、提案団体の活動が活性化するように配慮すること</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NPOと行政の相互理解が不足していることから、行政のことをもっとPRする必要がある。</li> </ul> </div>

検討項目	第1回検討部会での意見	考え方(案)
③⑩ NPO等が行政と共働するメリットを新たに設けるべきか。		・事業の実施が団体の活動実績になると考える。
4. その他 ③⑪ 制度内容の検証をいつ、どのように行うか。		・制度導入後、提案公募から事業採択・実施、事業評価までの一連のプロセスを終えた22年度に制度検証を行う
③⑫ 提案制度に基づく共働事業の効果(各担当課だけではできないことをNPO等が主体で実施したことによる効果)をどうPRするか。		<p>・事業報告書を作成するとともに、募集説明会などに合わせて提案団体と市担当課が事業報告を行い、共働事業の効果を市民にPRする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>・市民に対して、共働事業の内容をPRすることにより、市民のNPOへの信頼・理解が増すようになる。</p> </div>
③⑬ 市民局(市民公益活動推進課)の役割について		<p>・市民局が制度を導入する理由は、NPOとの効果的な共働を実践することにより、共働のノウハウを共有し、市内で広く共働を促進していくためである。そのため、市民局は次の役割を担う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①制度の運営(募集、選考)</li> <li>②共働の普及(マニュアル整備、情報提供・公開)</li> <li>③制度以外の共働推進(共働相談対応、NPO参入の機会促進)</li> <li>④NPOの育成支援(あすみんとの連携、NPO活動補助金等)</li> </ul>